

平成29年度に措置した規制見直しについて

平成30年3月12日
産業保安グループ
電力安全課

1. 電気事業法第3弾改正（平成27年法律第47号）に関連する政省令等整備（第15回小委員会報告案件の再掲）

(1) 火力発電設備の溶接安全管理審査の廃止と安全管理検査制度見直しに伴う省令等整備
(平成28年3月小委員会審議 → 平成29年4月1日施行)

○ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）では、現行の溶接安全管理審査は廃止することとされた。これを受けて、溶接事業者検査の取扱いを整理するとともに、火力発電設備に係る安全管理検査制度全般について事業者の保守管理状況に応じた柔軟な制度に見直すため、以下のとおり省令等を改正。

- ・ すべての火力発電設備及び燃料電池設備に係る使用前・定期安全管理審査を登録安全管理審査機関が実施する。
- ・ 火力発電設備に係る定期安全管理審査の中で事業者の保安力を評価し、最大6年まで定期事業者検査実施時期の延伸が可能とする制度に見直す。
- ・ 溶接事業者検査の実施状況及びその結果については、使用前（定期）安全管理審査の中で確認する。
- ・ 電気事業法等の一部を改正する等の法律において、ガス事業者の事業類型が変更されたことに伴い、ガス事業法の技術基準との整合化を行う。

(2) 風力発電設備の定期安全管理検査制度導入に伴う省令等整備

(平成28年3月、7月、12月小委員会審議 → 平成29年4月1日施行)

○ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、風力発電設備の定期安全管理検査制度が導入されることとなったため、以下のとおり省令等を改正。

- ・ 風力発電設備を定期事業者検査の対象を単機出力500kW以上のものとし、定期安全管理審査は登録安全管理審査機関が実施する。
- ・ 定期事業者検査を3年に一度実施することとし、定期安全管理審査の中で、その検査品質を確認するとともに事業者の保安力を評価し、最大6年まで定期安全管理審査実施時期を延伸できる制度に見直す。

2. 高圧一括受電マンションの点検頻度見直し

(平成28年7月小委員会審議 → 平成29年8月18日施行)

- 家庭用燃料電池(エネファーム)について、戸建て住宅や低圧受電マンションに設置されるエネファーム(一般用電気工作物)と、高圧一括受電マンションに設置されるエネファーム(自家用電気工作物)とでは、告示において定められている点検頻度に隔たりがあった。そこで、エネファームのリスク評価等を踏まえ、点検頻度を同等とする改正を行った。

3. 太陽電池発電設備の安全確保のための取組強化

(平成29年3月小委員会審議 → 平成29年8月14日施行)

- 近年、太陽電池発電設備において、台風によるパネル飛散や架台倒壊など、公衆安全に影響を与える重大な損壊被害が発生しており、その要因の1つに、設置者が電気設備の技術基準を十分理解していないということが挙げられる。そこで、電気設備の技術基準の解釈(以下「電技解釈」という。)を改正し、強度計算を実施しない場合の地上設置型太陽電池発電設備の架台や基礎の設計例等の、具体的な標準仕様を明記した。

4. 使用中のPCB含有電気工作物に対する規制の整備

(平成28年12月小委員会審議 → 平成29年4月28日施行)

- 平成28年5月のPCB特措法の一部改正により、課電自然循環洗浄法等の対象範囲の拡大についての検討が求められた。これを受け、一部の部位のみ洗浄を行った場合の取扱いについて検討を行い、課電自然循環洗浄実施手順書の改正案を取りまとめ、同手順書を改正したところ。
- あわせて、一部の部位のみ洗浄を行った場合の届出手続き等を明らかにするため、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」の一部を改正した。

5. 大気汚染防止法改正に伴う安全規制の整備(第15回小委員会報告案件の再掲)

(平成30年4月1日施行)

- 水銀に関する水俣条約を担保するために措置された大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)では、水銀排出施設に係る届出と、水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守の義務づけ等の措置がなされた。
- 電気工作物については、電気事業法において届出等の相当規定を設けることとされており、大気汚染防止法と同等の規定を、電気事業法施行規則及び電気関係報告規則等に措置した。

6. その他の個別設備に関する規制見直し

(平成29年8月14日施行)

- (1) 燃料電池発電設備や蓄電池に関する対地電圧と接地工事内容に係る規定の改正
 - 電技解釈において、住宅の屋内電路（電気機械器具内の電路を除く。）の対地電圧は150V以下、太陽電池モジュールに接続する負荷側の屋内配線の対地電圧は、特定の施設条件を満たすことを条件に、直流450V以下と規定されている。
 - 日本電気技術規格委員会（以下「JESC」という。）において、燃料電池発電設備や蓄電池に接続される屋内配線についても、太陽電池モジュールに接続するものと同様の施設条件下であれば、対地電圧を直流450V以下としても安全性が確保されると確認されたため、電技解釈第143条を改正した。
 - 同様の理由から、機械器具の金属製外箱等の接地工事について定めた電技解釈第29条についても改正を行い、太陽電池モジュールに接続する場合の規定内容を、燃料電池発電設備や蓄電池の場合にも適用することとした。
- (2) IEC 60364規格の制改定への対応
 - 需要場所に設置される低圧の電気設備は、電技解釈第218条に規定するIEC 60364シリーズの規格に基づき施設できることとされているが、同シリーズにおいて、近年2規格が制改定されたことから、これらを電技解釈に取り入れるため、同条を改正した。
- (3) 電技解釈で引用しているJESC規格の最新版への更新
 - 電技解釈で引用しているJESC規格について、保安水準に影響を与えない項目において改正が行われたことを踏まえ、引用年版を更新した。